

焼津市告示第194号

令和8年度焼津市中小企業強靱化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月4日

焼津市長 中野 弘道

令和8年度焼津市中小企業強靱化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業者等の中小企業者等の自然災害等の発生時における事業継続力の強化を図り、市内の経済活動の維持及び早期復旧に資するため、中小企業強靱化支援事業を行う市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において中小企業強靱化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合、同条第1号の2の事業協同小組合又は同条第4号の企業組合をいう。
- (2) 事業継続計画 自然災害、感染症その他の緊急事態が発生した場合において、損害を最小限に抑え、事業の継続及び早期の復旧を図るために、平常時に行うべき活動及び緊急時における事業の継続のための手法、手段等を事前に取り決めた計画をいう。
- (3) 事業継続力強化計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項の事業継続力強化計画をいう。
- (4) 連携事業継続力強化計画 中小企業等経営強化法第58条第1項の連携事業継続力強化計画をいう。
- (5) 中小企業強靱化支援事業 事業継続計画、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（以下「BCP等」という。）に基づき、事業継続体制の強化及び対応力の向上に必要となる設備、機器等の導入を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、焼津市内に事務所、店舗、工場又は事業所を有する中小企業者等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 事業継続計画を策定していること。

イ 事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画について経済産業省の

認定を受けていること。

(2) 第6条に規定する交付申請をした日以前に納期限が到来した市税を完納している者又はその徴収猶予を受けている者であること。

(3) 中小企業者等及びその役員のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

（補助事業、補助対象経費及び補助額）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小企業強靱化支援事業とする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

3 補助額は、補助対象経費（寄付金による収入があるときは、補助対象経費から寄付金に相当する額を控除した額）の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、500,000円を限度とする。

（補助の回数）

第5条 補助金は、1事業者につき1回に限り交付を受けることができる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、焼津市中小企業強靱化支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 誓約書（第4号様式）

(4) 定款、規則、会則その他交付申請者の概要が確認できる書類

(5) B C P等の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、焼津市中小企業強靱化支援事業費補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

2 市長は、前項の交付決定に際し、次のとおり条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な

運用を図らなければならないこと。

- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産の管理及び処分については、補助事業の完了する日の属する年度終了後5年間は、市長の承認を受けずに譲渡、交換、貸付け、担保への供与、廃棄その他補助金の交付目的に反する処分をしてはならない。

(変更承認)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の変更について承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて焼津市中小企業強靱化支援事業費補助金変更（中止・廃止）等承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、焼津市中小企業強靱化支援事業費補助金変更（中止・廃止）等承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに、焼津市中小企業強靱化支援事業費補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（第3号様式）
- (2) 補助事業の完了を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、焼津市中小企業強靱化支援事業費補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに焼津市中小企業強靱化支援事業費補助金交付請求書（第10号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
補助事業に要する経費であって、次に掲げる設備、機器等（平常時に専ら使用されるもの及び法令上備え付けることが義務付けられているものを除く。）の導入に要するもの
(1) 自家発電装置、蓄電池等
(2) 緊急地震速報システム及び従業員等の安否確認を行うためのシステム
(3) 非常時対応のための通信機器等
(4) データバックアップサーバー及びデータバックアップシステム
(5) 飛散防止フィルム、転倒防止装置等（設置費用を含む。）
(6) 土嚢、止水板、排水ポンプ等
(7) 感染症対策のための消毒装置等（設置費用を含む。）
(8) その他市長が必要と認めた設備

備考

- この表の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費に含まない。
 - 設備等に係る消費税及び地方消費税
 - 設備等のリースに要する経費
 - 設備等の維持管理費
 - 備蓄品の購入に要する経費
 - 人件費
 - 焼津市外の事業所等への設備等の導入に要する経費
- クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。
- 本補助金の交付を受けて取得した設備等については、『中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）』の対象とすることはできない。